

令和8年1月

第一種会員各位

(「自主取組宣言」を公表されていない販売事業者様)

一般社団法人埼玉県LPガス協会

LPガス商慣行の見直しに向けた 「自主取組宣言」の公表について(3回目のお願い)

令和7年4月、LPガス商慣行の見直しに向けた制度改正が全面施行されました。

LPガスがお客さまから選ばれ続けるエネルギーとなるためには、消費者被害とまでいわれたLPガス商慣行の見直しを成し遂げなければなりません。

特に「自主取組宣言」の公表は、料金の透明化などに取り組んでいる事業者かどうかをお客さまが見定めることができるものです。

埼玉県では、全て(100%)の事業者が「自主取組宣言」を策定・公表し、制度改正に本気で取り組む姿勢をお客さまに示すこととしておりますが、令和7年11月末で64%の公表に留まっています。

国の審議会(液化石油ガス流通WG)においても、「自主取組宣言」を公表することは“**当たり前**”のこととして、全ての事業者に宣言の公表が求められています。

「自主取組宣言」を公表されていない会員事業者様におかれましては、至急、宣言の策定・公表をいただきますよう、切にお願い申し上げます。

記

① 至急「自主取組宣言」を策定し、自社ホームページ、もしくは、店頭等にてご公表ください。

② 別紙により、埼玉県LPガス協会へご報告ください。

◆添付の「自主取組宣言」は【例】です。

- ・そのままご利用いただくこともできますが、可能な限り行動指針を基に貴社(店)のお取り組みを策定してください。(協会HPから、Wordファイルをダウンロードすることもできます。)
- ・元々不適切な商慣行は行っていない。既に商慣行の見直しを達成した。という事業者様は、是非そのことをお客さまに向けてご公表ください。

◆行き違いでご公表されている際はご容赦ください。

- ・その際は、埼玉県LPガス協会事務局(Tel: 048-823-2020)までご連絡をお願いいたします。

◆埼玉県LPガス協会ホームページ(行動指針、報告書、宣言(例)等を掲載)

<https://saitamalpg.or.jp/pages/7>

どうか、宜しくお願いいたします。